

【参考】企業会計基準適用指針第 22 号と監査委員会報告第 60 号の比較

以下の比較表では、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」と日本公認会計士協会 監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」とを比較し、主な相違箇所を下線を付している。

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>目 的</p> <p>1. <u>「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」</u>（以下「<u>連結意見書</u>」という。）及び「<u>連結財務諸表原則</u>」（以下「<u>連結原則</u>」という。）が平成 9 年 6 月に公表され、<u>企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」</u>（以下「<u>持分法会計基準</u>」という。）が平成 20 年 3 月に公表されている。また、<u>子会社及び関連会社の範囲を整理した「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」</u>（以下「<u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い</u>」という。）が平成 10 年 10 月に公表されている。本適用指針は、<u>子会社及び関連会社の範囲</u>について、<u>これらを適用する際の指針</u>を定めるものである。</p>	<p>（新 設）</p>
<p>適用指針</p> <p>範 囲</p> <p>2. <u>本適用指針は、連結財務諸表を作成することとなる場合に適用する。</u></p> <p><u>なお、個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する投資の範囲、及び連結財務諸表を作成していないが、個別財務諸表に</u></p>	<p>（新 設）</p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p><u>において連結財務諸表に係る注記を行うこととなる場合についても、本適用指針の定めによる。</u></p>	
<p>用語の定義</p> <p>3. <u>本適用指針における用語の定義は、連結原則、持分法会計基準及び子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いにおける用語の定義と同様とする。</u></p>	<p>2. 子会社の範囲の決定に関する取扱い (省 略)</p> <p>3. 関連会社の範囲の決定に関する取扱い (省 略)</p>
<p>会計処理</p> <p>議決権の所有割合の算定</p> <p>4. <u>他の会社が子会社又は関連会社に該当するかどうかの判定において用いられる他の会社の議決権の所有割合は、原則として、次の算式によって算定する。</u></p> $\text{議決権の所有割合} = \frac{\text{所有する議決権の数}}{\text{行使し得る議決権の総数}}$ <p>(1) この算定にあたっては、<u>期末における議決権の数</u>によることに留意する。</p> <p>(2) <u>他の会社が関連会社に該当するかどうかの判定において、持株関係が複雑であり、行使し得る議決権の総数の把握が困難と認められる場合には、議決権の所有割合の算式における分母を、行使し得る議決権の総数に代え、直前期の株主総会招集通知に記載されている総株主の議決権の数により算定することができる。</u></p>	<p>2(1) 議決権の所有割合の算定について 次の算式によって<u>他の会社の議決権の所有割合</u>を算定する。</p> $\text{議決権の所有割合} = \frac{\text{所有する議決権の数}}{\text{行使し得る議決権の総数}}$ <p>この算定に<u>当たっては、事業年度末における所有株式に基づく株主総会での議決権の数</u>によることに留意する。 (以下 略)</p> <p>3(1) 議決権の所有割合の算定について <u>子会社の範囲の決定における算式（「2. 子会社の範囲の決定に関する取扱い」の(1)）と同様の算式によって、子会社以外の他の会社の議決権の所有割合を算定する。</u></p> <p><u>ただし、持株関係が複雑であり、行使し得る議決権の総数の把握が困難と認められる場合には、議決権の所有割合の算式における分母を「行使し得る議決権の総数」に代え、直前期の株主総会招集通知に記載されている「総株主の議決権の数」により算定す</u></p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
	ることができる。
<p>5. 行使し得る議決権の総数（第 4 項参照）は、株主総会において行使し得るものと認められている総株主の議決権の数である。したがって、次の株式に係る議決権については、いずれも行使し得る議決権の総数には含まれないこととなる。</p> <p>(1) 自己株式</p> <p>(2) 完全無議決権株式（株主総会のすべての事項について議決権を行使することができない株式）</p> <p>(3) 会社法第 308 条第 1 項による相互保有株式</p>	<p>2(1) 議決権の所有割合の算定について （省 略）</p> <p>行使し得る議決権の総数は、株主総会において行使し得るものと認められている総株主の議決権の数である。したがって、自己株式、完全無議決権株式（商法第 211 条ノ 2 第 4 項に規定する「商法第 222 条第 4 項に規定する議決権制限株式にして議決権を行使することを得べき如何なる事項についてもこれをなきものと定められた種類の株式」）、及び相互持合株式（商法第 241 条第 3 項に規定する「株式相互持合における四分の一超の議決権の所有に伴って発生する議決権を有しない被所有株式」）に係る議決権については、いずれも行使し得る議決権の総数には含まれないこととなる。</p>
<p>6. 所有する議決権の数（第 4 項参照）は、行使し得る議決権の総数のうち会社及び子会社の所有する議決権の数によるものとする。</p>	<p>また、所有する議決権の数は、行使し得る議決権の総数のうち会社及び子会社の所有する議決権の数によるものとする。</p> <p>（以下 略）</p>
<p>自己の計算における議決権の所有</p> <p>7. <u>連結原則注解（注解 4）及び持分法会計基準第 7 項(1)なお書きでは、「議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等会社以外の者となっても、会社が自己の計算で所有している場合には、当該会社が実質的に所有しているものとする」とされている。このため、子会社又は関連会社の判定にあたり、議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等会社以外の者となっても、議決権のある株式又は出資の所有のための資金関係、当該株式又は</u></p>	<p>2(2) 自己の計算における議決権の所有について</p> <p>子会社の判定に当たり、議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等会社以外の者となっても、議決権のある株式又は出資の所有のための資金関係、当該株式又は出資に係る配当その他の損益の帰属関係を検討し、財務諸表提出会社が自己の計算において所有しているか否かについての判断を行う必要がある。</p> <p>3(2) 自己の計算における議決権の所有について</p> <p><u>関連会社の判定に当たり、議決権のある株式又は出資の所有の</u></p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>出資に係る配当その他の損益の帰属関係を検討し、自己の計算において所有しているか否かについての判断を行う必要がある。</p>	<p><u>名義が役員等会社以外の者となっても、議決権のある株式又は出資の所有のための資金関係、当該株式又は出資に係る配当その他の損益の帰属関係を検討し、財務諸表提出会社が自己の計算において所有しているか否かについての判断を行う必要がある。</u></p>
<p>緊密な者及び同意している者がいる場合</p> <p>8. <u>緊密な者（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者）及び同意している者（自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していると認められる者）が存在している場合には、他の会社が子会社又は関連会社に該当するかどうかの判定について用いられる他の会社の議決権の所有割合は、原則として、次の算式によって算定する。</u></p> $\text{議決権の所有割合} = \frac{\text{所有する議決権の数} + \text{緊密な者及び同意している者が所有する議決権の数}}{\text{行使し得る議決権の総数}}$ <p>この算定にあたっては、<u>第4項(1)と同様に、期末における議決権の数によることに留意する必要がある。</u></p>	<p>2(3)①</p> <p>「<u>自己の計算において所有している議決権と緊密な者及び同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること</u>」については、<u>具体的には、「(1)議決権の所有割合の算定について」において示した算式の分子に当該株主の存在を考慮した次の算式によって算定した議決権の所有割合が100分の50超となるか否かによって判定する。</u></p> $\text{議決権の所有割合} = \frac{\text{所有する議決権の数} + \text{緊密な者及び同意している者が所有する議決権の数}}{\text{行使し得る議決権の総数}}$ <p>この算定に当たっては、<u>事業年度末における所有株式に基づく株主総会での議決権の数によることに留意する。</u></p>
<p>9. <u>緊密な者に該当するかどうかは、両者の関係に至った経緯、両者の関係状況の内容、過去の議決権の行使の状況、自己の商号との類似性等を踏まえ、実質的に判断する。例えば、次に掲げる者は一般的に緊密な者に該当するものと考えられる。</u></p>	<p>2(4)①</p> <p>(省 略)</p> <p><u>緊密な関係の有無については、両者の関係に至った経緯、両者の関係状況の内容、過去の議決権の行使の状況、自己の商号との類似性等を踏まえ、実質的な判断を行うことに留意する必要がある。</u></p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>(1) 自己（自己の子会社を含む。以下(7)までについて同じ。）が議決権の 100 分の 20 以上を所有している会社等</p> <p>(2) 自己の役員又は自己の役員が議決権の過半数を所有している会社等</p> <p>(3) （省 略）</p> <p>(4) （省 略）</p> <p>(5) 自己が資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の概ね過半について融資（債務保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っている会社等（金融機関が通常の取引として融資を行っている会社等を除く。）</p> <p>(6) （省 略）</p> <p>(7) （省 略）</p> <p>なお、上記以外の者であっても、出資、人事、資金、技術、取引等における両者の関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者は、「緊密な者」に該当することに留意する必要がある。</p> <p>また、自己と緊密な関係にあった会社等であっても、その後、出資、人事、資金、技術、取引等の関係について見直しが行われ、自己の意思と同一の内容の議決権を行使するとは認められない場合には、<u>緊密な者に該当しない。</u></p>	<p><u>具体的には、例えば、以下に掲げる者は一般的に緊密な者に該当するものと考えられる。</u></p> <p>1) 自己（自己の子会社を含む。以下(7)までについて同じ。）が議決権の 100 分の 20 以上を所有している会社等</p> <p>2) 自己の役員、又は自己の役員が議決権の過半数を所有している会社等</p> <p>3) （省 略）</p> <p>4) （省 略）</p> <p>5) 自己が資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務保証及び担保の提供を含む。）を行っている会社等（金融機関が通常の<u>営業取引</u>として融資を行っている会社等を除く。）</p> <p>6) （省 略）</p> <p>7) （省 略）</p> <p>なお、上記以外の者であっても、出資、人事、資金、技術、取引等における両者の関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者は、「緊密な者」に該当することに留意する<u>ことが必要である。</u></p> <p><u>(注) 自己と緊密な関係にあった会社等であっても、その後、出資、人事、資金、技術、取引等の関係について見直しが行われた場合には、自己の意思と同一の内容の議決権を行使するとは認められないことを明らかにすることにより、「緊密な者」に該当しないものとして取り扱うことができる。</u></p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>10. 同意している者は、<u>契約や合意等</u>により、自己の意思と同一内容の議決権を行使することに同意していると認められる者が該当する。</p>	<p>2(4)② <u>「同意している者」とは、役員を選任、定款の変更等の他の会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関する議決権の行使に当たって、契約、合意等により、自己の意思と同一内容の議決権を行使することに同意していると認められる者をいう。</u></p>
<p>子会社の範囲の決定に関する取扱い 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有していないが、当該他の会社等の意思決定機関を支配している場合</p> <p>11. <u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い</u> — 3(2)②では、「役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること」と<u>されている</u>。これには、<u>自己の役員、自己の業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであった者で、自己の意向に沿って取締役としての業務を執行すると認められる者の員数が、取締役会の構成員の過半数を占めている場合等</u>が該当する。</p>	<p>2(3)② 「役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること」とは、<u>財務諸表提出会社の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で財務諸表提出会社の意向に沿って取締役としての業務を執行すると認められる者の員数が、取締役会の構成員の過半数を占めている場合等</u>をいう。</p>
<p>12. <u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い</u> — 3(2)③では、「他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること」と<u>されている</u>。これには、他の会社等との間の契約、協定等により総合的に判断して当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を指示し又は強制し得る</p>	<p>2(3)③ 「他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること」とは、他の会社との間の契約、協定等により総合的に判断して当該他の会社の財務及び営業又は事業の方針の決定を指示し又は強制し得る力を有すると認められる場合をいい、例えば、他の会社から<u>商法上の営業全部の経営の委</u></p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>力を有すると認められる場合が該当し、例えば、他の会社から会社法上の事業全部の経営の委任（会社法第 467 条第 1 項第 4 号）を受けている場合が含まれる。</p> <p>（以下 略）</p>	<p>任（商法第 245 条第 1 項第 2 号）を受けている場合がこれに該当する。</p> <p>（以下 略）</p>
<p>13. <u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い</u> — 3(2)④では、「他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているもの）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）」とされている。これには、<u>他の会社等の負債の部に計上されている資金調達額の総額の概ね過半について融資を行っていることにより、資金の関係を通じて財務の方針決定を支配している場合が該当する。</u></p> <p>なお、<u>融資については、金融機関が通常の取引として行っている場合は該当しない（以下同じ。）。また、自己と緊密な者の行う融資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合も該当することに留意する。</u></p>	<p>2(3)④</p> <p>「他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに<u>限る。</u>）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）」とは、<u>財務諸表提出会社が、他の会社の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行っていることにより、資金の関係を通じて財務の方針決定を支配している場合をいう（金融機関が通常の営業取引として融資を行っている場合を除く。）。</u></p> <p>なお、<u>財務諸表提出会社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係がある者の行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合も該当することに留意する。</u></p>
<p>14. <u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い</u> — 3(2)⑤では、「<u>その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること</u>」とされている。これには、例えば、</p>	<p>2(3)⑤</p> <p>「<u>その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること</u>」とは、例えば、<u>以下に掲げる事実が存在することにより、他の会社の意思決定機関を支配しているこ</u></p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>次に掲げる事実が存在することにより、他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される場合が含まれる。</p> <p>(1) 当該他の会社等が重要な財務及び営業又は事業の方針を決定するにあたり、<u>自己の承認を得ることとなっている場合</u></p> <p>(2) 当該他の会社等に多額の損失が発生し、<u>自己が当該他の会社等に対し重要な経営支援を行っている場合又は重要な経営支援を行うこととしている場合</u>（なお、金融機関の場合は、<u>第 16 項(4)の取扱いを参照のこと。</u>）</p> <p>(3) <u>当該他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限らない。）の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている場合</u></p> <p>なお、当該他の会社の株主総会において、議決権を行使しない株主（株主総会に出席せず、かつ委任状による議決権の行使も行わない株主をいう。）が存在することにより、その有効議決権に対し、<u>自己が過半数を占める状態が過去相当期間継続しており、当該事業年度に係る株主総会においても同様と考えられるときには、意思決定機関を支配していると推測することを妨げないものとする。</u></p>	<p>とが推測される場合をいう。</p> <p>1) 当該他の会社が重要な財務及び営業又は事業の方針を決定するにあたり、<u>財務諸表提出会社の承認を得ることとなっている場合</u></p> <p>2) 当該他の会社に多額の損失が発生し、<u>財務諸表提出会社が当該他の会社に対し重要な経営支援を行っている場合又は重要な経営支援を行うこととしている場合</u>（なお、金融機関の場合は、<u>(6)の⑤の取扱いを参照</u>）</p> <p>なお、当該他の会社の株主総会において、議決権を行使しない株主（株主総会に出席せず、かつ委任状による議決権の行使も行わない株主をいう。）が存在することにより、その有効議決権に対し、<u>財務諸表提出会社が過半数を占める状態が過去相当期間継続しており、当該事業年度に係る株主総会においても同様と考えられるときには、意思決定機関を支配していると推測することを妨げないものとする。</u></p>
<p>15. <u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い</u> 一 3(3)では、<u>「自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の</u></p>	<p>2 (5) 自己の計算において所有している議決権と緊密な者及び同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めており、かつ、<u>一定の要件に該当することに</u></p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p><u>議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権と合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている会社であって、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する会社」とされている。この具体例としては、以下が挙げられる。</u></p> <p>(1) <u>自己の計算において他の会社の議決権の 100 分の 40 未満を所有している場合に、緊密な者及び同意している者が所有する議決権と合わせて当該他の会社の議決権の 100 分の 50 超を占めており、かつ、当該他の会社に対して取締役の過半数の派遣、重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約の締結、負債の部に計上されている資金調達額の概ね過半についての融資、その他意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在のいずれかの要件に該当しているとき</u></p> <p>(2) <u>自己の計算において他の会社の議決権を直接所有していないが、緊密な者及び同意している者を通じて議決権の過半数を間接的に所有している場合で、当該他の会社が債務超過の状況にあり、債務保証を行っていること等により当該債務超過額を負担することとなっているとき</u></p>	<p><u>より、当該他の会社の意思決定機関を支配していると認められる場合の具体例について</u></p> <p>① <u>財務諸表提出会社である金融機関（銀行のほか、証券会社、保険会社等を含む。）が、自己の計算において他の会社の議決権のおおむね 100 分の 5（保険会社の場合はおおむね 100 分の 10）を所有している場合に、緊密な者及び同意している者が所有する議決権と合わせて当該他の会社の議決権の 100 分の 50 超を占めており、かつ、当該他の会社に対して取締役の過半数の派遣、重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約の締結、資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の過半についての融資、その他意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在のいずれかの要件に該当しているときには、原則として、当該他の会社は子会社に該当することとなる。</u></p> <p>② <u>財務諸表提出会社が他の会社の議決権を直接所有していないが、緊密な者及び同意している者を通じて議決権の過半数を間接的に所有している場合で、当該他の会社が債務超過の状況にあり、債務保証を行っていること等により当該債務超過額を負担することになっているときには、意思決定機関を支配していると認められ、特段の事情がない限り、当該他の会社は子会社</u></p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
	に該当することとなる。
<p>他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合</p> <p>16. <u>連結原則 第三 一 2 及び子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 一 3 ただし書きでは、他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合、当該他の会社等は子会社に該当しないものとしている。これには、例えば、次の場合が該当する。</u></p> <p>(1) <u>複数の会社等（親子関係にある会社等を除く。）が、それぞれ他の会社等を支配していることにはならない。このため、例えば、他の会社の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している会社が、他の会社の意思決定機関を支配していることに該当する事項のいずれかを満たしているものの、ほかに当該他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している株主が存在している場合には、一般的に子会社に該当しないことにあたる（ただし、関連会社に該当する場合はあり得ることに留意する。）。</u></p> <p>(2) <u>他の会社に対し共同で出資を行っている合弁会社の場合にも、意思決定機関を支配しているか否かの判定を行うこととなるが、例えば、当該他の会社に共同支配企業の形成による処理方法が適用され、その後も共同で支配されている実態にある場</u></p>	<p>2(6)他の会社の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合（財務諸表等規則第 8 条第 4 項ただし書き）について</p> <p>① <u>他の会社を支配していることに該当するか否かの判定に当たっては、複数の会社（親子関係にある会社を除く。）が、それぞれ当該他の会社を支配していることにはならないことに留意する。</u></p> <p>② <u>他の会社の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している会社が、他の会社の意思決定機関を支配していることに該当する要件のいずれかを満たしていても、他に当該他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している株主が存在しているときには、一般的には意思決定機関を支配しているとは認められないことに留意する。</u></p> <p>③ <u>他の会社に対し共同で出資を行っている場合にも、意思決定機関を支配しているか否かの判定を行うこととなるが、当該他の会社が共同支配の実態にある合弁会社である場合には、当該他の会社は共同で出資を行っている会社のうち特定の会社の子</u></p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>合には、当該他の会社は共同で出資を行っている会社のうち特定の会社の子会社には該当せず、それぞれの会社の関連会社として取り扱われる。</p> <p>(3) ある会社 A 社が他の会社 P 社の緊密な者（関連会社を含み、個人を除く。）に該当し、このため P 社が、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 一 3 にいう A 社の子会社 S 社の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、例えば、S 社は A 社の一業務部門を実質的に担っており A 社と一体であることが明らかにされた場合には、A 社が P 社の子会社となるときを除き、一般的には S 社は P 社の子会社に該当しない。これは、S 社にとって P 社及び A 社の 2 社からそれぞれ支配されることはないことによる。</p> <div data-bbox="253 887 1079 963" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">P 社 (会社)</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">A 社 (P 社の緊密な者)</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">S 社 (判定対象会社)</div> </div> </div>	<p>会社には該当せず、それぞれの会社の関連会社として取り扱うことに留意する。</p> <p>④ 緊密な者（関連会社を含み、個人を除く。）の子会社については、財務諸表提出会社が支配していることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、例えば、当該子会社が緊密な者の一業務部門を実質的に担っており緊密な者と一体であることが明らかにされたときには、子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。</p> <p>(注) 図のような各社の関係がある場合において、S 社は P 社の子会社と判定される要件を満たすこともあるが、S 社はその議決権の 100%を所有している A 社の子会社であり、A 社と一体であると判断されるときは、S 社にとって P 社及び A 社の 2 社からそれぞれ支配されることはないため、A 社が P 社の子会社となるときを除き、一般的には S 社は P 社の子会社には該当しないこととなる。</p> <div data-bbox="1106 1054 1928 1166" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">P 社 (財務諸表提出会社)</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">A 社 (P 社の緊密な者(関連会社を含む))</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">S 社 (判定対象会社)</div> </div> </div>
<p>(4) <u>ベンチャーキャピタルなどの投資企業(投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等)が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、</u></p>	<p>⑤ 財務諸表提出会社である銀行等の金融機関が融資先である他の会社に経営支援を行っている場合には、支配していることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、当該経営支援が債権の回収を円滑に行うとともに営業取引関係を</p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の会社等の株式や出資を有している場合において、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い―3 について、子会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、次のすべてを満たすようなとき（ただし、当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。）には、子会社に該当しないことにあたる。</p> <p>① <u>売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること</u></p> <p>② <u>当該他の会社等との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと</u></p> <p>③ <u>当該他の会社等は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと</u></p> <p>④ <u>当該他の会社等との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと</u></p> <p>なお、他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要である。また、当該投資企業や金融機関が含まれる企業集団に関する連結財務諸表にあつては、当該企業集団内の他の連結会社（親会社及びその連結子会社）においても上記②から④の事項を満たすことが適当である。</p>	<p><u>維持すること等によるものであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには、子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。</u></p> <p>⑥ <u>財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合には、支配していることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには、子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。</u></p>
<p>いわゆる孫会社の場合</p>	

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>17. <u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い</u> 一 2 にいう「<u>親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす</u>」の具体例としては、<u>以下が挙げられる。</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>2(7) <u>親会社及び子会社又は子会社が他の会社の意思決定機関を支配している場合に、子会社とみなされる当該他の会社について(財務諸表等規則第 8 条第 3 項参照)</u></p> <p><u>具体的な例として、以下のような場合には、他の会社は親会社の子会社とみなされる。</u></p> <p>(以下 略)</p>
<p>支配が一時的であるため連結の範囲に含めない子会社</p> <p>18. <u>連結原則 第三 一 4(1)では、子会社のうち、支配が一時的であると認められる会社等は、連結の範囲に含めないものとしている。これは、当連結会計年度において支配に該当しているものの、直前連結会計年度において支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって支配に該当しないことが確実に予定されている場合をいう。</u></p> <p>例えば、直前連結会計年度末において、<u>所有する議決権が 100 分の 50 以下で支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降その所有する議決権が相当の期間にわたって 100 分の 50 以下となり支配に該当しないことが確実に予定されている場合は、当連結会計年度における支配が一時的であると認められる。</u></p> <p>また、議決権の過半数を占めていないが、支配に該当している場合の議決権の一時的所有やその他の支配の要件の一時的充足についても同様に扱う。</p>	<p>6. <u>支配が一時的であるため連結の範囲に含めない子会社について</u></p> <p><u>連結財務諸表規則第 5 条第 1 項第 1 号では、連結の範囲に含めない子会社として、「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)に対する支配が一時的であると認められる子会社」を掲げているが、直前連結会計年度において支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって支配に該当しないことが確実に予定されている場合に、支配が一時的であるとして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>具体的には、例えば、直前連結会計年度末において財務諸表提出会社が所有する議決権が 100 分の 50 以下で支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降その所有する議決権が相当の期間にわたって 100 分の 50 以下となり支配に該当しないことが確実に予定されている場合は、支配が一時的であると認められる。</u></p> <p>また、議決権の過半数を占めていないが、支配に該当している場合の議決権の一時的所有やその他の支配の要件の一時的充足についても同様に扱う。</p>
<p>利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため連結の範囲に</p>	

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>含めない子会社</p> <p>19. <u>連結原則 第三 — 4(2)では、子会社のうち、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社等は、連結の範囲に含めないものとしているが、一般に、それは限定的であると考えられる。</u></p> <p><u>なお、他の会社等が子会社に該当しても、例えば、当該子会社がある匿名組合事業の営業者となり、当該匿名組合の事業を含む子会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には形式的にも実質的にも帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどない場合には、当該子会社を連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められるときに該当するものと考えられる。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>子会社に該当しない会社等</p> <p>20. <u>連結原則注解（注解3）及び子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い— 3(1)では、更生会社、整理会社、破産会社その他これらに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在せず組織の一体性を欠くと認められる会社等は、子会社に該当しないものとする</u>とされている。<u>このため、民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他これらに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等</u></p>	<p>2. 子会社の範囲の決定に関する取扱い</p> <p>(省 略)</p> <p><u>なお、他の会社等が、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社、商法の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法の規定による破産宣告を受けた会社その他これらに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しない</u>と認められる会社等である場合には、子会社に該当しないこととされている。一方、清算会社、特別清算会社等のように、継続企業と認められない会社であっても、その意思決定機関を支配していると認められる場合には、子会社に該当し、原則として連結の範囲に</p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>である場合には、子会社に該当しない。</p> <p>一方、清算株式会社のように、継続企業と認められない会社等であっても、その意思決定機関を支配していると認められる場合には、子会社に該当し、原則として連結の範囲に含まれることとなる。</p>	<p>含まれることとなる。</p> <p>(以下 略)</p>
<p>関連会社の範囲の決定に関する取扱い</p> <p>他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上を自己の計算において所有していないが、当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合</p> <p>21. <u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 二 2(2)④</u>では、「子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること」とされている。これには、例えば、<u>次のような取引が該当する。</u></p> <p>(1) 当該他の会社等にとって、商品又は製品等の売上、仕入・経費取引について、<u>自己との取引の割合が相当程度を占める関係にあること</u></p> <p>(2) 代理店、専売店若しくは特約店等又はフランチャイズ契約によるチェーン店等であって、契約による取引金額が当該店における売上高又は仕入高・経費取引の<u>概ね過半</u>を占め、かつ他の契約店等に比して取引条件が特に優遇されていること又はそれへの加盟が極めて限定的であること</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p>	<p>3(3)②</p> <p><u>当該子会社以外の他の会社が関連会社に該当する要件のうち、「子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること」とは、例えば、以下のような取引が該当するものと考えられる。</u></p> <p>1) 当該他の会社にとって、商品又は製品等の売上、仕入・経費取引について、<u>財務諸表提出会社との取引の割合が相当程度を占める関係にあること</u></p> <p>2) 代理店、専売店若しくは特約店等又はフランチャイズ契約によるチェーン店等であって、契約による取引金額が当該店における売上高又は仕入高・経費取引の過半を占め、かつ他の契約店等に比して取引条件が特に優遇されていること又はそれへの加盟が極めて限定的であること</p> <p>3) (省 略)</p> <p>4) (省 略)</p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>(5) 当該他の会社等の重要な事業場用地を貸与していること</p> <p>(6) 当該他の会社等の主要な営業設備又は生産設備等を貸与していること</p>	<p>5) 当該他の会社の重要な事業場用地を貸与していること</p> <p>6) 当該他の会社の主要な営業設備又は生産設備等を貸与していること</p>
<p>22. <u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い</u> 二 2(2)⑤では、「<u>その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること</u>」とされている。これには、<u>他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与える契約が存在する場合等が該当し、例えば、共同出資事業契約等に基づいて、当該他の会社等に対して多額の出捐及び債務負担を行っていることにより、総合的に判断して財務及び営業又は事業の方針の決定に相当程度関与し得る力を有することが認められる場合が含まれる。</u></p>	<p>3(3)③</p> <p>「<u>その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること</u>」とは、<u>他の会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与える契約が存在する場合等をいい、例えば、共同出資事業契約等に基づいて、当該他の会社に対して多額の出捐及び債務負担を行っていることにより、総合的に判断して財務及び営業又は事業の方針の決定に相当程度関与し得る力を有することが認められる場合をいう。</u></p>
<p>23. <u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い</u> 二 2(3)では、「<u>自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子会社以外の他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上を占めているときであって、かつ、上記(2)の①から⑤までのいずれ</u></p>	<p>3(3)④</p> <p>自己の計算において所有している議決権と緊密な者及び同意している者が所有している議決権を合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上を占めているときであって、かつ、一定の要件に該当する場合の具体例について</p> <p><u>財務諸表提出会社である金融機関（銀行のほか、証券会社、保険会社等を含む。）が、自己の計算において子会社以外の他の会社の議決権のおおむね 100 分の 5（保険会社の場合はおおむね 100</u></p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>れかの要件に該当する場合」とされている。</p> <p>これには、例えば、自己の計算において子会社以外の他の会社等の議決権の 100 分の 15 未満を所有している場合に、緊密な者及び同意している者が所有する議決権を合わせて当該子会社以外の他の会社の議決権の 100 分の 20 以上を占めており、かつ、当該子会社以外の他の会社に対して取締役の派遣、重要な融資、重要な技術提供、重要な営業上又は事業上の取引、その他財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実のいずれかの要件に該当しているときが挙げられる。</p>	<p>分の 10) を所有している場合に、緊密な者及び同意している者が所有する議決権を合わせて当該子会社以外の他の会社の議決権の 100 分の 20 以上を占めており、かつ、当該子会社以外の他の会社に対して取締役の派遣、重要な融資、重要な技術提供、重要な営業上又は事業上の取引、その他財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実のいずれかの要件に該当しているときには、原則として、当該他の会社は関連会社に該当することとなる。</p>
<p>他の会社等に重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合</p> <p>24. <u>持分法会計基準第 5 項及び子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 二 2 ただし書きでは、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合に該当する事項を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事実上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合、当該他の会社等は関連会社に該当しないものとしている。</u></p>	<p>3(4)他の会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることに該当する要件を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事実上の関係からみて重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合（財務諸表等規則第 8 条第 6 項ただし書き）の具体例について</p> <p>① <u>財務諸表提出会社である銀行等の金融機関が融資先である他の会社に経営支援を行っている場合には、重要な影響を与えていることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、当該経営支援が債権の回収を円滑に行うとともに営業取引関係を維持すること等によるものであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかになったときには、関連会社に該当しないものとして取り扱うことができる。</u></p> <p>② <u>財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引とし</u></p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p><u>これには、例えば、ベンチャーキャピタルなどの投資企業が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の会社等の株式や出資を有している場合において、次のすべてを満たすようなときが該当する（ただし、当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対し重要な影響を与える意図が明確であると認められる場合を除く。）。</u></p> <p>① <u>売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること</u></p> <p>② <u>当該他の会社等との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと</u></p> <p>③ <u>当該他の会社等は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと</u></p> <p>④ <u>当該他の会社等との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと</u></p> <p><u>なお、他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要である。また、当該投資企業や金融機関が他の会社（親会社）の子会社である場合には、当該親会社の連結財務諸表にあっては、当該親会社及びその連結子会社においても上記②から④の事項を満たすことが適当である。</u></p>	<p><u>ての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合には、重要な影響を与えていることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには、関連会社に該当しないものとして取り扱うことができる。</u></p>
<p>影響が一時的であるため持分法を適用しない関連会社</p>	<p>7. 影響が一時的であるため持分法を適用しない関連会社について</p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>25. <u>子会社の場合と同様に、財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。これは、当連結会計年度において財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えているものの、直前連結会計年度において重要な影響を与えておらず、かつ、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって重要な影響を与えないことが確実に予定されている場合が該当する。</u></p> <p>例えば、直前連結会計年度末において、所有する議決権が 100 分の 20 未満で重要な影響を与えておらず、かつ、翌連結会計年度以降その所有する議決権が相当の期間にわたって 100 分の 20 未満となり重要な影響を与えないことが確実に予定されている場合は、影響が一時的であると認められる。</p> <p>(以下 略)</p>	<p><u>連結財務諸表規則第 10 条第 1 項第 1 号では、持分法を適用しない関連会社として、「財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社」を掲げているが、直前連結会計年度において、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えておらず、かつ、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって重要な影響を与えないことが確実に予定されている場合に、影響が一時的であるとして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>具体的には、例えば、直前連結会計年度末において、財務諸表提出会社が所有する議決権が 100 分の 20 未満で重要な影響を与えておらず、かつ、翌連結会計年度以降その所有する議決権が相当の期間にわたって 100 分の 20 未満となり重要な影響を与えないことが確実に予定されている場合は、影響が一時的であると認められる。</u></p> <p>(以下 略)</p>
<p>利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため持分法を適用しない関連会社</p> <p>26. <u>子会社の場合と同様に、持分法を適用することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある関連会社（非連結子会社を含む。）に対する投資については、持分法を適用しないものとするが、一般に、それは限定的であると考えられる。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>関連会社に該当しない会社等</p> <p>27. <u>持分法会計基準第 5 項ただし書き及び子会社等の範囲の見直</u></p>	<p>3 関連会社の範囲の決定に関する取扱い</p> <p>(省 略)</p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p><u>しに係る具体的な取扱い</u> 二 2(1)では、<u>更生会社、整理会社、破産会社その他これらに準ずる会社等</u>であって、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等は、<u>関連会社に該当しないもの</u>とされている。<u>このため、民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他これらに準ずる会社等</u>であって、かつ、<u>当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等</u>である場合には、<u>関連会社に該当しない。</u></p> <p>一方、<u>清算株式会社のように、継続企業と認められない会社等</u>であっても、<u>その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる</u>と認められる場合には、<u>関連会社に該当することとなる。</u></p>	<p><u>なお、子会社以外の他の会社等が、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社、商法の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法の規定による破産宣告を受けた会社その他これらに準ずる会社等</u>であって、かつ、<u>当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる場合には、関連会社に該当しないこと</u>とされている。一方、<u>清算会社、特別清算会社等のように継続企業と認められない会社</u>であっても、<u>財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる</u>と認められる場合には、<u>関連会社に該当し、原則として持分法の適用範囲に含まれること</u>となる。</p> <p>(以下 略)</p>
<p>会社に準ずる事業体に関する取扱い</p> <p>28. <u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い</u>一 1 では、<u>子会社又は関連会社の範囲に含まれる会社等</u>には、<u>会社、組合その他これらに準ずる事業体 (外国の法令に準拠して設立されたものを含む。)</u>が含まれるものとしている。これには、「<u>資産の流動化に関する法律</u>」に基づく特定目的会社や「<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>」に基づく投資法人、「<u>中間法人法</u>」に基づく中間法人、</p>	<p>4(1)会社に準ずる事業体が子会社又は関連会社に該当するかどうかの判定について</p> <p>子会社又は関連会社の範囲に含まれる「<u>会社に準ずる事業体</u>」として、<u>特定目的会社 (「資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社)</u>、<u>海外における同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これらに準ずる事業体で営利を目的とする事業体</u>が考えられる。</p> <p>子会社又は関連会社の範囲に該当するかどうかの判定に当たっ</p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p><u>投資事業組合、海外における同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これらに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が該当するもの</u>と考えられる。</p> <p><u>会社に準ずる事業体</u>が子会社又は関連会社の範囲に該当するかどうかの判定にあたっては、子会社の範囲の決定に関する取扱い及び<u>関連会社の範囲の決定に関する取扱い</u>に準じて行う。</p> <p>29. <u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三の要件を満たす特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されることとなる。</u></p> <p>なお、<u>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三（注）に従い、特別目的会社に資産を譲渡した会社が当該特別目的会社</u></p>	<p>ては、<u>下記(2)を除いて、「2. 子会社の範囲の決定に関する取扱い」又は「3. 関連会社の範囲の決定に関する取扱い」における取扱い</u>に準じて行う。</p> <p>4(2) 特別目的会社等に関する支配の判定について</p> <p><u>財務諸表等規則第 8 条第 7 項では、「特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。」</u>としている。<u>この判定に当たっては、特に譲渡資産の価額が適正に決定されていること及び事業の内容が当該事業体の目的から逸脱していないことに留意する必要がある。</u></p> <p>なお、特別目的会社に資産を譲渡した会社が当該特別目的会社の発行した劣後債券を所有している場合やリコース義務を有して</p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
<p>の発行した劣後債券を所有している場合やリコース義務を有している場合等、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下が生じたときに損失の全部又は一部の負担を行うこととなるときは、当該資産を譲渡した会社の個別財務諸表上、<u>その負担を適正に見積り、必要な額を費用又は損失として計上することとなる。</u></p>	<p>いる場合等、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下が生じたときに損失の全部又は一部の負担を行うこととなるときは、当該資産を譲渡した会社の個別財務諸表上、<u>当該資産の譲渡から生ずる負担を適正に見積り、必要な額を費用又は損失として計上することとなる。</u></p>
<p>適用時期等</p> <p>30. <u>本適用指針については、平成 20 年 10 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用する。ただし、平成 20 年 9 月 30 日以前に開始する連結会計年度から適用することができる。</u></p> <p>31. <u>本適用指針を適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う。</u></p> <p>32. <u>本適用指針の公表にあたり、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 60 号」という。）については、改廃を検討することが適当である。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>議 決 (以下 略)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>結論の背景 (以下 略)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>本適用指針の公表による他の会計基準等についての修正</p>	<p>(新 設)</p>

本適用指針	監査委員会報告第 60 号
(以下 略)	

以 上